

毎月勤労統計調査の沿革

	(調査名)	(実施主体)	(対象範囲及び数)
大正12年 7月	職工賃銀毎月調査 鉱夫賃銀毎月調査	内務省社会局	北海道ほか22府県（本県を含む）における工場及び東京鉱務署ほか4鉱務署管内における鉱山合計510所
大正14年 4月	賃銀毎月調査	内閣統計局	29府県の工場、鉱山
昭和2年 1月	官公営工場と交通関係事業体を調査対象に追加		
昭和14年 4月	労働統計毎月実地調査	内閣統計局	33府県における工場、鉱山、交通関係事業体約7,200所
昭和16年 8月	労働統計毎月調査	内閣統計局	全府県における工場、鉱山、交通関係事業体約4,700所
昭和19年 7月	毎月勤労統計調査	内閣統計局	全府県における工場、鉱山、交通関係事業体約8,900所
昭和21年12月	百貨店、銀行、信託業、保険業を調査対象に追加		
昭和22年 7月	指定統計第7号に指定		
昭和23年 9月	調査の企画立案及び公表の権限を労働省に移管（実施は総理府統計局）		
昭和25年 1月	毎月勤労統計調査規則（労働省令）制定 標本理論を導入 産業別に異なっていた調査対象規模の下限を常用労働者30人以上に統一		
昭和25年10月	日本標準産業分類を採用（対象産業：鉱業、製造業、卸売及び小売業、金融業及び保険業、不動産業、運輸通信及びその他公益事業）		
昭和26年 4月	毎月勤労統計調査 全国調査 地方調査	調査を労働省に全面移管 地方調査開始	
昭和27年 1月	建設業を調査対象に追加		
昭和29年 3月	サービス業の一部（「自動車修理業及びガレージ業」、「その他の修理業」及び「医療保険業」）を調査対象に追加		

昭和32年 7月 乙調査と特別調査開始

毎月勤労統計調査 全国調査甲調査 全国調査乙調査	常用労働者30人以上事業所	約9,300事業所
	常用労働者5～29人事業所	905調査区 約10,000事業所
地方調査 特別調査	常用労働者30人以上事業所	約18,500事業所
	常用労働者1～4人事業所	1,810調査区 約38,500事業所

昭和46年 1月 サービス業の範囲を「家事サービス業」と「外国公務」を除く全体に拡大

昭和47年 7月 沖縄県を調査対象に追加

昭和55年 7月 特別調査を拡充

毎月勤労統計調査 全国調査甲調査 全国調査乙調査	常用労働者30人以上事業所	約16,700事業所
	常用労働者5～29人事業所	1,914調査区 約16,500事業所
地方調査 特別調査	常用労働者30人以上事業所	約22,000事業所
	常用労働者1～4人事業所	4,750調査区 約134,000事業所

平成2年 1月 甲調査・乙調査の統合と地方調査の拡充

毎月勤労統計調査 全国調査	常用労働者5人以上	約33,200事業所
	┌ うち30人以上	約16,700事業所
地方調査	└ 5～29人	1,914調査区 約16,500事業所
	常用労働者5人以上	約43,500事業所
	┌ うち30人以上	約21,500事業所
	└ 5～29人	2,561調査区 約22,000事業所
特別調査	常用労働者1～4人	4,750調査区 約77,000事業所

平成5年 1月 パートタイム労働者についての調査項目を新設

平成13年 1月 省庁再編に伴う調査主体名の変更（労働省→厚生労働省）

平成14年 1月 全国調査における一般・パート別の賃金・労働時間指数を公表

平成14年 3月 毎月勤労統計調査オンラインシステムによる調査票登録開始

平成17年 1月 平成14年3月改訂の日本標準産業分類に基づく集計，公表開始
（特別調査は平成16年調査から）

平成21年 4月 基幹統計に指定される

平成22年 1月 平成19年11月改訂の日本標準産業分類に基づく集計，平成22年公表開始
（特別調査は平成21年調査から）